報告書

(令和元年11月22日進行協議期日)

^{令和元年2月9日} 株式会社逸和工務店

はじめに

令和元年10月18日(及びその予備日である同年11月22日)の進行協議期日における本学習館の施工現場見分において、原告の目的は、

① 原告にとって都合の良い箇所を選び見分箇所とすることを避けるため、 被告の見分箇所にあわせて、出来形全体にわたり、出来形の梁せい及び梁 幅を測定し、出来形不足がないこと(梁せい及び梁幅が設計値以上あるこ と)を確認する

とともに、

② 本件訴訟における被告主張、工事監理報告書(乙7)及び出来形報告書 (乙13)には、事実とは異なる捏造箇所が多々あることを明らかにする ことにある。

令和元年10月18日の進行協議期日においては、上記①の目的のとおり、 令和元年9月3日付け上申書の別紙記載のア~ウ及びサ~スの箇所において、 任意の箇所で梁せい及び梁幅を測定し、出来形不足がないこと(梁せい及び梁 幅が設計値以上あること)が確認された。また②についても、エ(鉄筋かぶ り)の箇所において、必要なかぶり厚さが確保されており、事実とは異なる捏 造箇所があることも明らかとなった。

令和元年11月22日の進行協議期日においては、上記①の目的のため、前回とは異なり、梁端部(フーチングがある場合は、フーチング端部)から200mmの箇所を測定箇所とし、一定の基準地点を設けて測定することとした。

つまり、その場で決めた任意の箇所で計測しても、一定の基準を設けて測定 しても、出来形全体にわたり出来形不足がないこと(梁せい及び梁幅が設計値 以上あること)を確認し、明らかにしようとするものである。

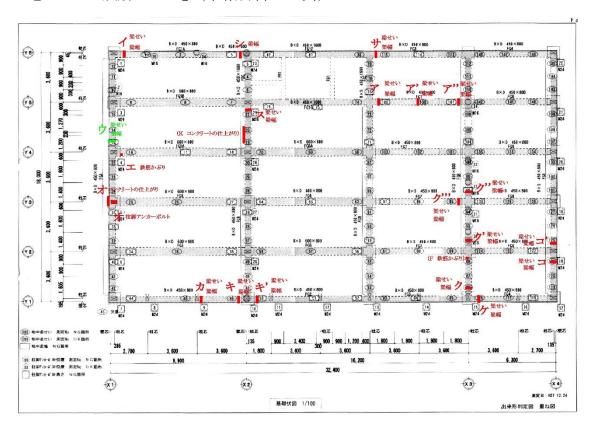
最後に

まず、令和元年11月22日の進行協議期日における本学習館の施工現場見分において、原告が測定した梁せい及び梁幅の出来形測定結果をまとめた以下の表のとおり、出来形全体にわたり出来形不足がないことが確認された。

測定箇所	梁せい		梁幅	
	設計値	測定値	設計値	測定値
カ	8 0 0	8 2 2	4 5 0	4 5 1
丰	8 0 0	8 1 6	4 5 0	4 5 0
+'	8 0 0	8 1 1	4 5 0	4 5 1
²	8 0 0	8 0 4	4 5 0	4 5 2
<i>්</i>	8 0 0	8 3 3	4 5 0	4 5 5
2"	8 0 0	8 1 9	4 5 0	4 5 3
2"	8 0 0	8 1 5	4 5 0	4 5 1
ケ	8 0 0	8 2 5	4 7 5	4 7 8
コ	8 0 0	8 0 9	4 7 5	4 7 8
ם'	8 0 0	8 1 1	4 7 5	4 8 0
ア	8 0 0	809	4 5 0	4 5 0
ア'	8 0 0	8 0 0	4 5 0	4 5 1
ア"	8 0 0	8 1 0	4 5 0	4 5 2
y	8 0 0	8 0 6	4 7 5	4 7 9
シ	_	_	4 7 5	4 7 9
ス	8 0 0	8 2 0	4 5 0	4 5 3
7	8 0 0	8 0 1	4 7 5	4 7 6

また、上記出来形(梁せい及び梁幅)に加え、以下の項目について、本件訴訟における被告主張、工事監理報告書(乙7)及び出来形報告書(乙13)には、事実と異なる捏造箇所があることも明らかとなった。

- ① 「オ コンクリートの仕上がり」(本報告書3~4頁)
- ② 「オ 柱脚アンカーボルト」(本報告書5~6頁)
- ③ 「F 鉄筋かぶり不足」(本報告書16頁)
- ④ 「K コンクリートの仕上がり不良」(本報告書45~47頁)
- ⑤ 「エ 鉄筋かぶり」(本報告書56頁)



以上のとおり、報告します。

以上